

【目標設定型排出量取引制度の概要】

① 対象事業所（大規模事業所）

以下の削減制度の対象事業所要件に該当する事業所（大規模事業所）は、目標設定型排出量取引制度の対象となり、エネルギー起源（電気・燃料由来）CO₂について目標削減率が設定されます。

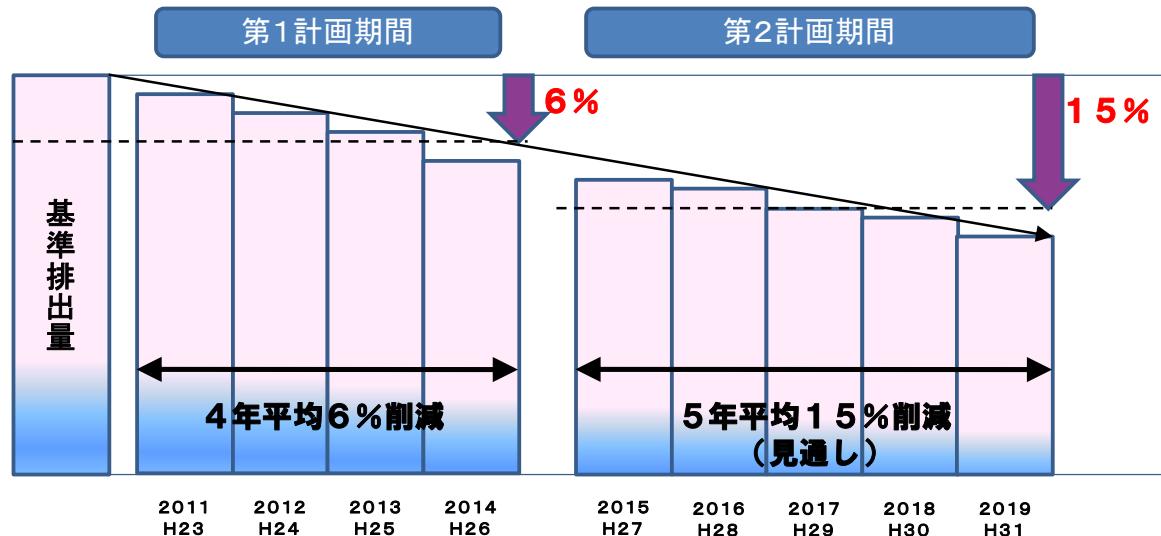


※オフィスビル等のうち地域冷暖房等を2割以上利用している事業所は、目標削減率が6%になります。

② 制度の仕組み（削減目標）

大規模事業所を設置する事業者は、平成23年度から、大規模事業所内での削減対策や排出量取引制度を活用し、目標を達成するよう努めなければなりません。

【第II区分（工場等）の例】



	第1計画期間 (H23~26)	第2計画期間 (H27~31)
第I区分	8%	15%
第II区分	6%	(見通し)

「第2計画期間の目標削減率」は、事業者への周知期間を要するため、平成25年度中に決定する

③ 排出量取引（クレジット）

本制度では、省エネなどの削減対策を自ら行うほか、他者の削減量や再生可能エネルギーの価値などを取得（排出量取引）することができます。

排出量取引で他へ移転（売却、無償譲渡）し、他から取得（購入、無償譲受）することができるクレジット等の種類は、5つあります。

大規模事業所以外の事業者も、オフセットクレジットを発行する、又は発行されたクレジットの取引を行うことにより、排出量取引制度に参加することが可能です。

また、超過削減量と中小クレジットについては、東京都との連携協定に基づき相互に移転及び取得をすることが可能です。

